(目的)

- 第1 この要綱は、本市における業務上知り得た職員の心身の状態に関する情報(以下「健康情報等」という。)を、健康確保措置(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき実施する健康診断等の健康を確保するための措置をいう。)の実施又は安全配慮義務の履行のために、適切かつ有効に取り扱うことを目的とする。
- 2 健康情報等を取り扱う者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。 以下「法」という。)に従い、健康情報等を取り扱わなければならない。 (健康情報等)
- 第2 この要綱において「健康情報等」とは、別表第1のとおりとする。 (健康情報等の取扱い)
- 第3 この要綱において「健康情報等の取扱い」とは、次の各号に掲げる方法の一連の 措置をいい、用語の意義は当該各号に定めるところによる。
 - (1) 収集 健康情報等を入手すること。
 - (2) 保管 収集した健康情報等を保管すること。
 - (3) 使用 健康情報等の取扱いを行う権限を有する者(以下「取扱者」という。)が、健康情報等を活用、閲覧又は第三者に提供すること。
 - (4) 加工 健康診断の結果等をそのまま提供せずに、所見の有無及び検査結果を踏ま え、医師の意見として置き換える等、収集した健康情報等の第三者への提供に当た り、当該健康情報等を取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換 すること。
 - (5) 消去 収集、保管、使用又は加工した健康情報等を削除する等使えないようにすること。

(取扱者及びその権限並びに取り扱う健康情報等の範囲)

- 第4 取扱者及び健康情報等を取り扱う責任者(以下「責任者」という。)は、別表第2 のとおりとする。
- 2 取扱者とその権限、取り扱う健康情報等の範囲は、別表第3のとおりとする。
- 3 取扱者が別表第3の権限を越えて健康情報等を取り扱う場合は、責任者の承認及び 職員本人の同意を得なければならない。
- 4 取扱者は、職務を通じて知り得た職員の健康情報等を他人に漏らしてはならない。 (健康情報等を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法)
- 第5 取扱者が健康情報等の取扱いを行う場合は、あらかじめその利用目的及び健康情報等の取扱いの方法を公表し、又は職員本人に通知する。

2 前項の規定による公表をしていない場合であって、取扱者が健康情報等を取得した 場合には、速やかにその利用目的及び健康情報等の取扱いの方法を職員本人に通知す るものとする。

(本人同意の取得方法)

- 第6 取扱者が健康情報等のうち法令等(条例を含む。以下同じ。)に基づき収集しようとする情報については、職員本人の同意を得ずに収集することができる。
- 2 取扱者が健康情報等のうち法令等で定められていない項目について収集しようとする情報については、適切な方法により職員本人の同意を得て収集することができる。この場合において、この要綱に規定する健康情報等に関しては、この要綱が第13の規定により周知され、かつ、職員本人がこの要綱に規定する健康情報等を本人の意思に基づき提出したことをもって、健康情報等の取扱いに関する職員本人からの同意の意思が示されたものとみなす。

(健康情報等の適正管理の方法)

- 第7 取扱者は、利用目的の達成に必要な範囲において、健康情報等を正確かつ最新の 内容に保つよう努めるものとする。
- 2 取扱者は、健康情報等の漏えい・滅失・改ざん等を防止するため、次に掲げる組織 的、人的、物理的、技術的に適切な措置を講ずるものとする。
 - (1) 取扱者以外は原則、健康情報等を取り扱わない措置。
 - (2) 健康情報等を含む文書(磁気媒体を含む。)は施錠できる場所へ保管するとともに、記録機能を持つ媒体の持ち込み又は持ち出し制限等により情報の盗難・紛失等を防止する措置。
 - (3) 健康情報のうち、体系化され、検索可能な個人データに当たるものを扱う情報システムに関して、アクセス制限、アクセスの記録の保存、パスワード管理、外部からの不正アクセスの防止等により、健康情報等の漏えい等を防止する措置。
- 3 責任者は、健康情報等があらかじめ定めた方法に従って取り扱われていることを確認するものとする。
- 4 健康情報等は、法令又は茨木市文書管理規則(平成18年茨木市規則第7号)に定める保存期間に従い保管する。ただし、利用目的を達した場合は、当該保存期間にかかわらず、速やかに廃棄又は消去するよう努めるものとする。
- 5 情報の漏えい等が生じた場合には、直ちに責任者へ報告しなければならない。この場合において、本市内部において報告及び被害の拡大防止、事実関係の調査及び原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討及び実施、影響を受ける可能性のある本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策の公表等の必要な措置を講じなければならない。
- 6 健康情報等の取扱いを委託する場合は、委託先において当該健康情報等の安全管理

措置が適切に講じられるよう、委託先に対して必要かつ適切な監督を行う。 (健康情報等の開示、訂正、使用停止等)

- 第8 市長は、職員本人から別に定める方法により当該本人の健康情報等の開示請求を 受けた場合は、取扱者がその権限に応じ、本人に対し遅滞なく当該健康情報等の書面 の交付による方法又は請求を行った者が同意した方法で開示するとともに、職員本人 が識別される健康情報等がないときは、その旨を職員本人に知らせる。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該健康情報等を開示することにより、職員本人又は第 三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合その他の業務の 適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、開示請求を受けた情報の全 部又は一部を開示しないことができる。この場合において、取扱者は、職員本人に対 し開示しない理由を付して通知する。
- 3 市長は、職員本人から当該本人の健康情報等について訂正、追加、削除、使用停止 及び第三者への提供の停止(以下「訂正等」という。)の請求を受けた場合で、その請求が適正であると認められる場合には、取扱者が当該健康情報等の訂正等を行う。この場合において、取扱者は訂正等の内容を職員本人へ通知する。
- 4 前項の規定にかかわらず、訂正等の請求があった場合に、利用目的から見て訂正等 の必要がない場合、指摘が正しくない場合又は訂正等の対象が事実でなく評価に関す る健康情報等(当該健康情報等に記載されている評価の前提となる事実に誤りがある 場合を除く。)である場合には、訂正等は行わない。この場合において、取扱者は、職 員本人に対し、訂正等を行わない理由を付して通知する。

(健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)

- 第9 取扱者は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者へ提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 法第69条第2項各号に該当する場合。
 - (2) 健康保険組合等と共同して健康診断及び保健事業を実施する場合(あらかじめ職員本人に通知している場合に限る。)。
 - (3) 健康情報等のデータ入力、分析等を本市以外の事業者に委託して実施する場合。
 - (4) 市町村合併その他の事由により事業の承継に伴って健康情報等を提供する場合。
- 2 取扱者が、健康情報等を第三者に提供する場合は、法第29条第1項に基づき記録を 作成し、第7第4項の規定により保管する。

(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い)

第10 取扱者が第三者から健康情報等の提供を受ける場合は、法第30条第1項、第2項 及び第3項に基づき、必要な事項を確認するとともに、記録を作成し、第7第4項の規 定により保管する。 (事業承継、組織変更に伴う健康情報等の引継ぎに関する事項)

- 第11 市町村合併、事業譲渡等により他の事業者から事業を承継することに伴って健康情報等を取得する場合は、第7第2項に規定する措置を講じた上で、適正な管理のもと、情報を引き継ぐ。
- 2 労働安全衛生法の規定によらず取り扱う健康情報等のうち、承継前に定めた利用目的を超えて取り扱う場合は、あらかじめ職員本人の同意を得る。

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

- 第12 健康情報等の取扱いに関する苦情は、総務部人事課が担当する。
- 2 人事課は、苦情に適切かつ迅速に対処するものとし、必要な体制を整備する。 (職員への周知方法)
- 第13 この要綱は、いこ@ねっとに掲載することにより職員に周知する。 (教育・啓発)
- 第14 健康情報等の取扱いに関して、取扱者及びそれ以外の職員を対象に随時健康情報 等の取扱いについて周知等を行う。

(その他)

第15 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年11月2日から実施する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1

		健康情報等の種類	根拠規定		
	1	作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	労働安全衛生法 第65条の2第1項		
	1-1	上記の健康診断の受診・未受診の情報	初○○本○/ 2 桁 1 切		
健康	2	市が実施した健康診断の結果及び職員から提出された健康診断の 結果	労働安全衛生法		
診	2-1	上記の健康診断を実施する際に追加して行う健康診断による結果	第66条第1項から第5項 及び第66条の2		
断等	2-2	上記の健康診断の受診・未受診の情報			
	3	市が医師又は歯科医師から聴取した意見及び市が講じた健康診断 実施後の措置の内容	労働安全衛生法 第66条の4、 第66条の5第1項		
	4	市が実施した保健指導の内容	労働安全衛生法		
	4 -1	上記の保健指導の実施の有無	第66条の 7		
長時	⑤	市が実施した面接指導の結果及び職員から提出された面接指導の 結果	労働安全衛生法 第66条の8第1項 (第66条の8の2第1項、		
間医労	⑤-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	第66条の8の4第1項)、第2項		
師面接 対す	6	市が医師から聴取した意見及び市が講じた面接指導実施後の措置の内容	労働安全衛生法 第66条の8第4項 (第66条の8の2第2項、 第66条の8の4第2項)、 第5項		
る	7	市が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	労働安全衛生法 第66条の9		
スト	8	市が実施したストレスチェックの結果	労働安全衛生法 第66条の10第1項		
	9	市が実施した面接指導の結果	労働安全衛生法		
チェ	9-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	第66条の10第3項		
ツク	10	市が医師から聴取した意見及び市が講じた面接指導実施後の措置 の内容	労働安全衛生法 第66条の10第 5 項、 第 6 項		
	11)	健康保持増進措置を通じて市が取得した健康測定の結果、健康指 導の内容等	労働安全衛生法 第69条第1項		
	12	職員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に 関する情報	労働者災害補償保険法 第27条		
	13	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書			
その	14)	通院状況等疾病管理のための情報			
	15	健康相談の実施の有無			
	16	健康相談の結果			
	17)	職場復帰のための面談の結果			
	18	(上記のほか) 産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて 得た情報			
	19	任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報			

別表第2

	取扱者	具体的な職員等	別表第3の表記
1	人事に関して直接の権限を持つ監督的地 位にある者	市長及び <u>総務部長※</u> ※責任者	担当ア
2	産業保健業務従事者	産業医 人事課保健師 人事課長	担当イ
3	管理監督者	職員本人の所属長	担当ウ
4	人事部門の事務担当者	人事課職員	担当エ

別表第3

			取扱者及びその権限				
	健康情報等の種類	担当ア	担当イ	担当ウ	担当エ	根拠規定	
1	作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため 必要があると認めたときに実施した健康診断の結果	Δ	0	Δ	Δ	労働安全衛生法 第65条の2第1項	
①-1	上記の健康診断の受診・未受診の情報	Δ	0	Δ	Δ	- M100 X 00 Z M1 I - A	
2	市が実施した健康診断の結果及び職員から提出された健康診断の結 果	Δ	0	Δ	Δ	労働安全衛生法 第66条第1項から第5項 及び第66条の2	
2 -1	上記の健康診断を実施する際に追加して行う健康診断による結果	Δ	0	Δ	Δ		
2-2	上記の健康診断の受診・未受診の情報	Δ	0	Δ	Δ		
3	市が医師又は歯科医師から聴取した意見及び市が講じた健康診断実 施後の措置の内容	Δ	0	Δ	Δ	労働安全衛生法 第66条の4、 第66条の5第1項	
4	市が実施した保健指導の内容	Δ	0	Δ	Δ	労働安全衛生法	
4 -1	上記の保健指導の実施の有無	Δ	0	Δ	Δ	第66条の7	
5	市が実施した面接指導の結果及び職員から提出された面接指導の結 果	Δ	0	Δ	Δ	労働安全衛生法 第66条の8第1項 (第66条の8の2第1項、	
⑤-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	Δ	0	Δ	Δ	第66条の8の4第1項)、第2項	
6	市が医師から聴取した意見及び市が講じた面接指導実施後の措置の 内容	Δ	0	Δ	Δ	労働安全衛生法 第66条の8第4項 (第66条の8の2第2項、 第66条の8の4第2項)、 第5項	
7	市が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	Δ	0	Δ	Δ	労働安全衛生法 第66条の 9	
8	市が実施したストレスチェックの結果	Δ	0	Δ	Δ	労働安全衛生法 第66条の10第1項	
9	市が実施した面接指導の結果	Δ	0	Δ	Δ	労働安全衛生法	
9-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無	Δ	0	Δ	Δ	第66条の10第3項	
10	市が医師から聴取した意見及び市が講じた面接指導実施後の措置の 内容	Δ	0	Δ	Δ	労働安全衛生法 第66条の10第5項、 第6項	
11)	健康保持増進措置を通じて市が取得した健康測定の結果、健康指導 の内容等	Δ	0	Δ		労働安全衛生法 第69条第1項	
12	職員から提出された二次健康診断の結果及び労災保険法の給付に関 する情報	Δ	0	Δ		労働者災害補償保険法 第27条	
13	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	Δ	0	Δ	Δ		
14)	通院状況等疾病管理のための情報	Δ	0	Δ	Δ		
15	健康相談の実施の有無	Δ	0	Δ	Δ		
16)	健康相談の結果	Δ	0	Δ	Δ		
17)	職場復帰のための面談の結果	Δ	0	Δ	Δ		
18	(上記のほか) 産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報	Δ	0	Δ	Δ		
19	任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報	Δ	0	Δ	Δ		

- ※○:情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。
- ※△:情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、医療職が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。
- ※⑧~⑩については、「茨木市職員ストレスチェック制度実施要綱」に基づき取り扱う。